

2024年 5月31日

自治体から見た消費税は 社会保障と地方自治を壊しています

山田 厚

この社会には、様々な、不公平で歪んだ税制度がたくさんあります。その中でも消費税は、働く者・勤労国民を苦しめ、貧富の格差と貧困を強め、隠蔽する、悪質な税制度です。しかも「公平な税制」とか「社会保障財源」と、真逆なことが社会に浸透させられています。そのため、私たちの消費税に対する基本的な認識の再確認から始めていきましょう。

I. 負担割合を高所得者は低くし低所得者は高めます

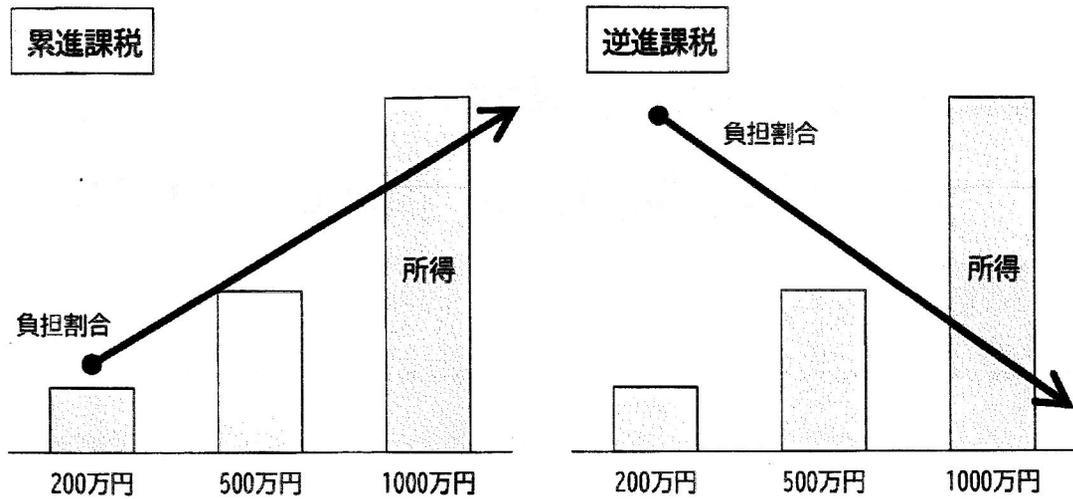
1. 応能負担原則を壊し、逆進性を強めるのが消費税です

まず初めの基本認識ですが、消費税の制度的な役割とは、税や社会保険負担の民主主義である応能負担原則を壊し、逆進性を強めることです。

【応能負担原則】とは、これまでの一般的な説明によると「租税の公平は形式的に公平であり、平等であるということだけで足りるものでなく、実質的なものでなければならない。つまり、納税義務者の経済的負担能力（担税力）に相応したものでなければならないとするものである。・・・応能原則からは、例えば所得、財産の大きなものほど重く、消費については奢侈的なものに重く課税するとともに、最低生活費を免税するという問題も生じる。また、所得税等で累進税率が採用されているのは、応能原則を実現するのに適合するからである」（引用：ぎょうせい『地方財政小辞典』）とあります。

所得・財産がある者に負担割合を重くする累進課税ではなく、低い者に重くする逆進課税の典型が消費税なのです。

消費税の逆進性のイメージ

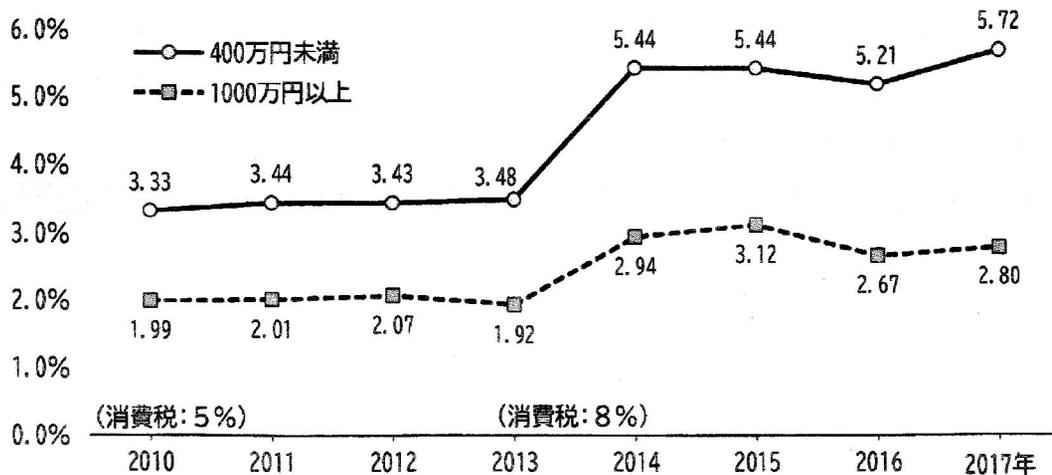


消費税は、非課税世帯でも、生活保護世帯でも、子どもの買い物でも、倒産した失業者でも、ホームレス生活者でも、すべての人に同じ税率で課税されます。それだけに低所得者ほど負担率が強まるのです。

年収2億円家庭は年収200万円家庭の100倍の年収ですが、100倍の大きさの胃袋を持っているわけでもありません。良いものを消費するにしても、100倍の価格の米やミルクも水もあり得ません。

下図は生協の2017年当時の「消費税しらべ」ですが、税率5%から8%に引き上げられた2014年からは、収入による負担割合の格差が広がっています。2019年以降の税率10%の時期からは、さらに貧富の格差が広がったとみるべきです。

400万円未満世帯の負担率は1000万円以上世帯の2.04倍に 所得階層別の消費税負担額が収入に占める割合の推移



日本生協連「消費税しらべ」(2017年)より作成

2. 今の軽減税率8%でも世界の最高水準クラスの高さです

日本の消費税は特に悪質です。まず、普通の国民の食費などの生活必需品への課税率の高さです。体制側は「日本の消費税率はヨーロッパと比べて低い」と盛んに税率の低さを宣伝しています。また、食料品などを消費税率10%にしないで「8%に留めた軽減税率」を誇っています。

確かに消費税の標準税率・付加価値税制度は高い国ばかりです。しかし、食品で見ると日本の8%は国際的には高い税率なのです。

EU加盟国で適用されている付加価値税率の一例

| 加盟国 (主要国抜粋) | 標準税率 | 食品 |
|-------------|-------|-------|
| アイルランド | 23.0% | 0.0% |
| イギリス | 20.0% | 0.0% |
| ルクセンブルク | 17.0% | 3.0% |
| イタリア | 22.0% | 4.0% |
| スペイン | 21.0% | 4.0% |
| フランス | 20.0% | 5.5% |
| ポルトガル | 23.0% | 6.0% |
| ベルギー | 21.0% | 6.0% |
| オランダ | 21.0% | 6.0% |
| ドイツ | 19.0% | 7.0% |
| オーストリア | 20.0% | 10.0% |
| スウェーデン | 25.0% | 12.0% |
| ギリシャ | 23.0% | 13.0% |
| フィンランド | 24.0% | 14.0% |
| ハンガリー | 27.0% | 18.0% |
| デンマーク | 25.0% | 25.0% |

出所：EU MAG 駐日欧州連合代表部の公式ウェブマガジン
(2015年1月1日現在)、三菱UFJ国際投信などより作成

EU加盟国では教育や医療は非課税、

生活必需品は低税率にしています。例えば食料品では、イギリスは0%・ドイツは7%・フランスは5.5%です。食品の税率が高い国は「高負担高福祉」であり、日本とは異なります。食品に消費税をかけていないのは表以外にもマルタ、カナダ、メキシコ、オーストリアもそうです。

アジアでも、食料品に消費税をかけていないのはフィリピン、カンボジア、インドネシア、韓国、ラオス、台湾、タイなどがあります(財務省調べなど)。食料品だけでなく生活必需品に消費税をかけていないのです。

品目別の消費税課税

| | イギリス | ドイツ | フランス |
|------|--|--|---|
| 標準税率 | 20% | 19% | 20% |
| 非課税 | 土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等 | 土地建物の譲渡・賃貸、医療、教育、金融・保険、郵便、福祉等 | 土地(新築建物用地を除く)の譲渡・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融、保険、医療、教育、郵便等 |
| 低税率 | 0%(食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、住宅の建設、障がい者・視力障がい者用機器等) 5%(家庭用燃料および電力等) | 7%(食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、宿泊施設の利用、スポーツ観戦、映画等) | 2.1%(新聞、雑誌、医薬品等) 5.5%(書籍、食料品、水道水、スポーツ観戦、映画等) 10%(旅客輸送、肥料、宿泊施設の利用、外食サービス等) |

※イギリスの非課税と低税率0%の違い…課税するが、0%はこれに対応する仕入税額控除ができる。非課税は仕入税額控除ができない

出所：藤井大輔他編著『日本の税制』(令和2・3年版)財経詳報社

つまり日本の生活必需品への消費税率は、8%の段階で、すでに世界の最高水準クラスなのです。普通の国民には手が届かない高級品や贅沢品と同じ税率をかけているのです。このことだけでも富裕層優遇で、大衆負担を強め、格差を強める不公平税制度といえます。

3. 消費税が物価を引き上げ、また自動的に増税を進めます

消費税の悪質さは、物価高騰・インフレになると明らかです。消費税は物価を押し上げ、また、**自動的に連動増税**となり、主に国の収入増となるからです。

例えば、物価高騰で食費だけでみても自動的に増税が！

エンゲル係数30%の300万円の世帯なら

・食費 90万円+消費税8%なら7万2000円=価格 97万2000円

↓ 30%の物価高騰なら ↓

・食費117万円+消費税8%なら8万6400円=価格126万4000円

自動的に消費税増税額は1万4400円となります！

・つまり食費だけで1万4400円追加搾取=賃金の減額と同じです。

2022年度決算によると、国の税収は71兆1374億円となり、前年度から4兆995億円増え、3年連続で過去最高を更新しました。この要因は消費税の物価高騰に連動する増税です。物価高騰で、今や消費税の税収は、法人税や所得税などを超えて最高の税収となっています。つまり累進課税ではなく、逆進課税が日本の主流となる非民主的財源が国の基盤となったのです。そして、物価高騰でその悪しき傾向がさらに強められているのです。



※このイラストは、1979年日本社会党機関誌局発行『ああ大悪税—マンガ一般消費税物語』からの引用です。

当時、大平正芳内閣が閣議決定した一般消費税を、社会党を軸とした国民運動で断念させ、自民党の国会議席も大きく減らすことができました。

以下のイラストはここからです。

参考① 物価高騰を【外因】の問題だけとせず【内因】にも注視しましょう

物価高騰の事態を、新型コロナウイルス感染症とかウクライナ戦争などの**外因**の問題だけにされては誤魔化されてしまいます。自国の政治経済の**内因**の責任こそ大きいのです。

この間の「異次元の金融緩和」による円安政策は食料などの輸入価格を押し上げてきました。その一方で、円安は国内生産を農林業も含めて犠牲にして、海外進出している日本の独占企業の利益の原動力にもなります。中小零細経営は物価高騰で苦しんでも、独占企業ではカルテル協定も含めて独占価格が形成されていますから、「価格転嫁すべき」として「便乗値上げ」もしています。今や大企業間の価格競争は「商品の価格を下げる」ことなどではなく、「価格を押し上げる」事態が当然ともされています。

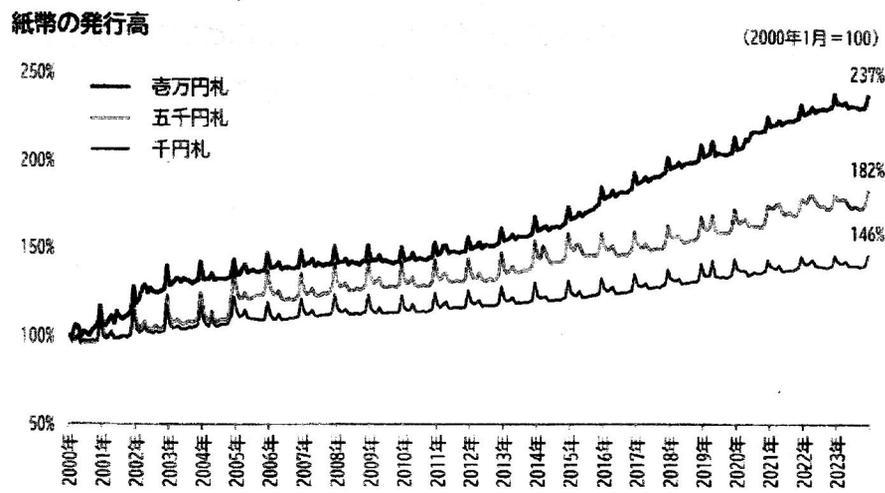
政府は、日銀や年金積立金を使って投資して株価を引き上げ、独占企業を有利にしてきました。また、勤労国民から搾り取った財源から、「物価対策」「成長産業対策」として、独占企業への「減税」「補助金」のバラまきが激しくなっています。

さらに赤字国債の大量発行と日銀引き受けで紙幣量が過剰になり、紙幣が商品より減価するインフレも招いています。そのインフレは名目賃金や年金が実質より激しく下げ、生活を困窮させるのです。

しかし「上場企業の7割増益 食品や機械、業種広く」(日経新聞2024年5月2日)となり、高水準が続いています。独占企業の株価も上がるわけです。

つまり、国内の政治経済の内因である様々な責任も合わせて考えるべきです。この事態に消費税が課税されるのですから、物価高騰に、責任ある内因に内因が重なり、内因は膨らむばかりです。その責任逃れは許されないのです。

キャッシュレス化でも紙幣発行は増え、特に1万円札は2倍以上に



引用：日本銀行「時系列統計データ」より作成

4. コロナと物価高騰期には消費税率を引き下げるのが国際的常識

日本の消費税の悪質さは、新型コロナ感染期などの物価高騰期であっても消費税率を下げないことにも表れています。世界の多くの国々では国際的な常識として、この困難な時期には、社会保障の強化と、消費税（付加価値税）の減税を実行・予定し、その数は2022年には108カ国にもなっていました。

その根拠は消費税減税で国民の生活支援をすることであり、また、物価高騰で消費税は自動的に増税＝国の収入増となっているからです。

独占企業最優先の日本の政治は、消費税の減税をしないばかりか、この時期に社会保障の負担増まで強いているのですから、国際的にもかなりの悪政といえます。

コロナと物価高騰期には消費税減税が国際的な常識です

「付加価値税」の減税を実施・予定している108の国と地域

| | | | | | |
|----------|-------|---------|----------------|---------------|-----------------|
| アイルランド | クロアチア | ハンガリー | モルドバ | ブラジル | バルー |
| アゼルバイジャン | ケニア | フィジー | モンテネグロ | バングラデシュ | タイ |
| アルバニア | コスタリカ | フィリピン | リトアニア | エルサルバドル | ボツワナ |
| イギリス | コロンビア | フィンランド | ルクセンブルク | マラウイ | ドミニカ |
| イタリア | ザンビア | フランス | ロシア | カンボジア | モザンビーク |
| インドネシア | ジャマイカ | ブルガリア | バルバドス | タジキスタン | ガーナ |
| ウガンダ | スペイン | ブルキナファソ | ベトナム | コソボ | グアテマラ |
| ウクライナ | スロバキア | ベルギー | バハマ | ポリビア | プエルトリコ |
| ウズベキスタン | スロベニア | ポーランド | ラオス | アンゴラ | トリニダード・トバゴ |
| ウルグアイ | 韓国 | ポルトガル | アルジェリア | オーストラリア | コートジボワール |
| エストニア | チェコ | マリ | ポルトガル・アゾレス自治地域 | ベネズエラ | ベリーズ |
| オーストリア | 中国 | マルタ | モーリシャス | パナマ | ルワンダ |
| オランダ | チュニジア | マン島 | エクアドル | ガイアナ | モロッコ |
| カーボベルデ | ドイツ | モナコ | ラトビア | タンザニア | セントルシア |
| カザフスタン | トルコ | オマーン | ルーマニア | サウジアラビア | カナダ |
| 北マケドニア | ニジェール | バキスタン | グレナダ | アイスランド | ナイジェリア |
| キプロス | ノルウェー | マレーシア | 台湾 | インド | レバノン |
| ギリシャ | パラグアイ | メキシコ | コンゴ民主共和国 | ボスニア・ヘルツェゴヴィナ | セントクリストファー・ネイビス |

(2022年10月26日現在)

2023年全国商工団体連合会調べより引用

II. 徹底した独占企業優遇のための税制度です

1. 法人税を減税するために消費税導入と消費税率の引き上げ

消費税の歴史とは、<独占企業とその政治>と<暮らしを守る勤労国民>との攻防の歴史でした。

1979年に大平内閣が消費税の導入を閣議決定しても、勤労国民の力で断念させました。1987年に中曽根内閣が狙うものの国民の力で廃案にしました。導入したのは1989年の竹下内閣であり、その内閣自体は退陣に追い込まれました。

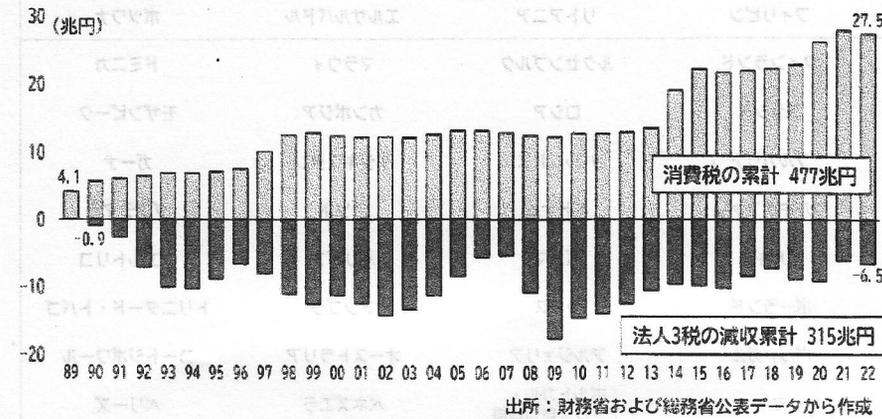
長期にわたる勤労国民との攻防で消費税を導入した後、そこに留まらずに次々に税率が上げられていきました。1989年4月1日：**3%**→1997年4月1日：**5%**→2014年4月1日：**8%**→2019年10月1日：**10%**（軽減税率8%）。

この消費税率の増税傾向に伴って、法人税に減税傾向が続いてきました。また、所得税や自治体の住民税の累進課税も弱められてきたのです。個人住民税は一律課税にされています。

消費税導入以降から法人税減額と所得税などの累進課税が後退した

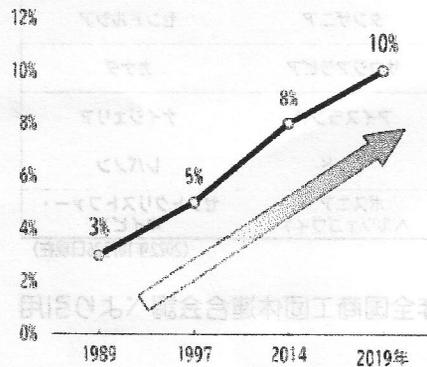
消費税収入と法人税減税の累計比較

消費税、法人3税の減収累計の推移

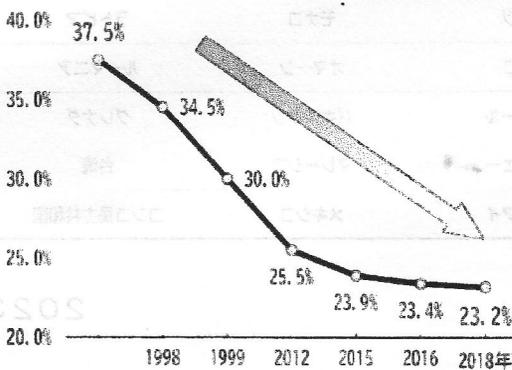


消費税は賃金の追加搾取であり、独占企業の法人税率引き下げのためのもの

【消費税率の引き上げ】

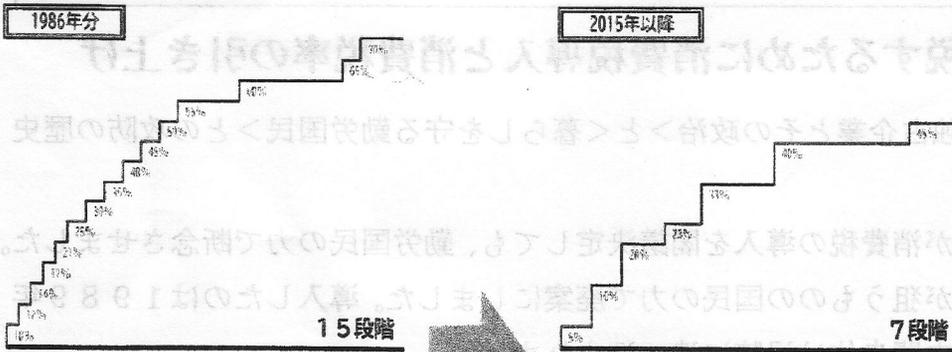


【法人税率の引き下げ】

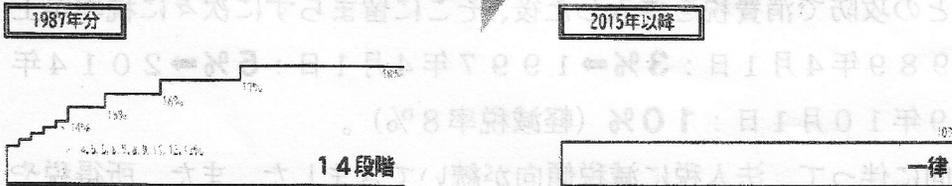


法人税だけでなく消費税の導入と共に所得税や個人住民税の累進課税が弱められた

所得税の税率の推移 (イメージ)



個人住民税の税率の推移 (イメージ)

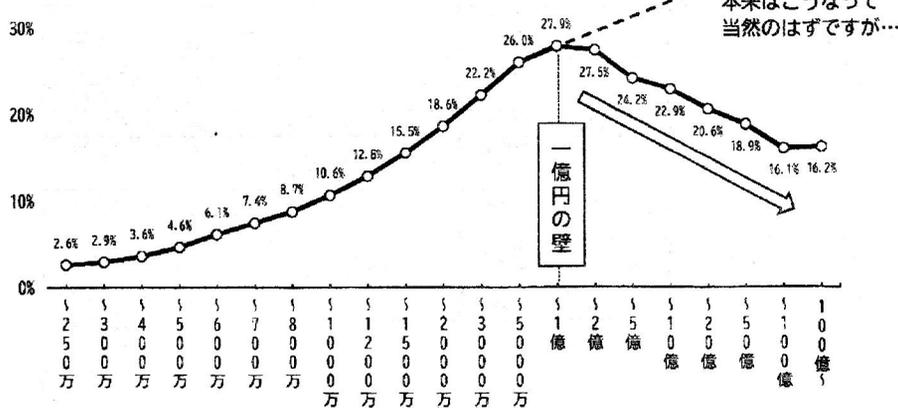


出所：財務省資料より作成

いわゆる「所得税一億円の壁」も是正されないままです！

なぜか応能負担原則ではない…

申告納税者の所得税負担率



出所：国税庁「申告所得税標本調査」（2019年分）より作成

この消費税などによる累進課税性の弱まる「失われた30年間」は、野党、特に社民党と労働運動の力が後退した時期と重なります。

参考① そもそも人事院勧告でも物価高で名目賃金は30年間引き下げ

「31年ぶり、33年ぶりの大幅賃上げ」といわれ「賃上げ企業へは補助金」「大企業は一発回答」で・・・なんだか労働組合の姿は見えず・・・これでは「賃上げは上からしてくれるもの」的な雰囲気はされかねません。「この状態では、組合つぶしにもなってしまいかねない」と心配する声も聞かれます。

この間の人事院勧告を整理してみると名目賃金でも引き下げであり

実質賃金は激しいとなります。

しかも、この間の人事院勧告では、物価はじわじわと上がっているものの、名目賃金の引き下げが30年間ほど行われてきています。2006年からは賃金水準を下げるために「企業規模100人」から「企業規模50人」にもしてきました。2014年からの「官製春闘」でも家族手当などの減額名目賃金も特別給（ボーナス）で抑えられています。給与等級も変えられていますから、同じ年齢では名目賃金で年間60万円～80万円程は下げられています。

国はこうして公務員だけでなく地域民間の賃金水準を押し下げてきたのです。

この名目賃金の引き下げは生涯にわたるその個々人の年金の減額にも連動しています。私たちは、これらのことを忘れてはならないのです。

給与勧告の実施状況

| 年次 | 企業規模100人以上かつ 事業所規模50人以上の事業所 | 国 | | |
|------------|--------------------------------|---------------------|-----------|--------|
| | | 月例給 勧告内容 (較差) | 特別給(ボーナス) | |
| | | | 年間支給月数 | 対前年比増減 |
| 1998年(H10) | ↓ | 0.76% | 5.25月 | - |
| 1999年(H11) | | 0.28% | 4.95月 | ▲0.30月 |
| 2000年(H12) | | 0.12% | 4.75月 | ▲0.20月 |
| 2001年(H13) | | 0.08% | 4.70月 | ▲0.05月 |
| 2002年(H14) | | ▲2.03% | 4.65月 | ▲0.05月 |
| 2003年(H15) | | ▲1.07% | 4.40月 | ▲0.25月 |
| 2004年(H16) | | - | 4.40月 | - |
| 2005年(H17) | | ▲0.36% | 4.45月 | 0.05月 |
| 2006年(H18) | | - | 4.45月 | - |
| 2007年(H19) | | 0.35% | 4.50月 | 0.05月 |
| 2008年(H20) | - | 4.50月 | - | |
| 2009年(H21) | ↓ | ▲0.22% | 4.15月 | ▲0.35月 |
| 2010年(H22) | | ▲0.19% | 3.95月 | ▲0.20月 |
| 2011年(H23) | | ▲0.23% | 3.95月 | - |
| 2012年(H24) | | - | 3.95月 | - |
| 2013年(H25) | | - | 3.95月 | - |
| 2014年(H26) | | 0.27% | 4.10月 | 0.15月 |
| 2015年(H27) | | 0.36% | 4.20月 | 0.10月 |
| 2016年(H28) | | 0.17% | 4.30月 | 0.10月 |
| 2017年(H29) | | 0.15% | 4.40月 | 0.10月 |
| 2018年(H30) | | 0.16% | 4.45月 | 0.05月 |
| 2019年(R1) | | 0.09% | 4.50月 | 0.05月 |
| 2020年(R2) | | - | 4.45月 | ▲0.05月 |
| 2021年(R3) | | - | 4.30月 | ▲0.15月 |
| 2022年(R4) | | 0.23% | 4.40月 | 0.10月 |
| 2023年(R5) | | 0.96% | 4.50月 | 0.10月 |

職員の年収の変遷について

モデルケース

40歳係長(行政職給料表適用) 配偶者・子ども(小学生)1人を扶養 持ち家あり(世帯主) 四輪自動車(5km未満)

| | 1998年度(H10) | 2006年度(H18) | | 2008年度(H20) | 2018年度(H30) | 2022年度(R4) | 2023年度(R5) |
|---------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|------------|------------|
| | | 現給保障あり | (参考) 保証なしの場合 | | | | |
| 級号給 | 6級14号給 | 4級40号給 | 4級40号給 | 4級40号給 | 4級40号給 | 4級40号給 | 4級40号給 |
| 給料月額 | 382,000円 | 356,000円 | 343,300円 | 343,300円 | 338,800円 | 339,200円 | 341,100円 |
| 給料 | 4,584,000円 | 4,272,000円 | 4,119,600円 | 4,119,600円 | 4,065,600円 | 4,070,400円 | 4,093,200円 |
| 職員手当 | 2,668,725円 | 2,334,708円 | 2,183,877円 | 2,381,491円 | 2,467,384円 | 2,392,310円 | 2,444,071円 |
| 年収 | 7,252,725円 | 6,606,708円 | 6,303,477円 | 6,501,091円 | 6,532,984円 | 6,462,710円 | 6,537,271円 |
| 1998年度比 | | △646,017円 | △949,248円 | △751,634円 | △719,741円 | △790,015円 | △715,454円 |

※給与構造の見直し

- ・給料表の水準引下げ(対前年平均△4.8%)
- ・10級制から8級制へ給料表を切り替え

手当の状況

| | | | | | | | |
|---------------|---------|-------------|----------|---------|---------|---------|---------|
| 扶養手当 | 配偶者 | 16,000円 | 13,500円 | 13,000円 | 10,000円 | 6,500円 | 6,500円 |
| | 子ども | 5,500円 | 6,000円 | 6,500円 | 10,000円 | 10,000円 | 10,000円 |
| 地域手当 | なし | 新設 1%(暫定支給) | 4%(暫定支給) | 6% | 6% | 6% | |
| 住居手当(一戸建て) | 4,500円 | 4,500円 | 4,100円 | 廃止 | 廃止 | 廃止 | |
| 寒冷地手当 | 39,600円 | 廃止 | 廃止 | 廃止 | 廃止 | 廃止 | |
| 通勤手当 | 2,000円 | 3,000円 | 3,000円 | 3,000円 | 3,000円 | 3,000円 | |
| 期末勤勉手当(6・12月) | | 4.70月 | 4.45月 | 4.50月 | 4.45月 | 4.40月 | 4.50月 |
| | (期末月数) | 3.50月 | 3.00月 | 3.00月 | 2.60月 | 2.40月 | 2.45月 |
| | (勤勉月数) | 1.20月 | 1.45月 | 1.50月 | 1.85月 | 2.00月 | 2.05月 |
| 期末手当(3月) | 0.55月 | 廃止 | 廃止 | 廃止 | 廃止 | 廃止 | |
| 児童手当 | 3歳未満に支給 | 5,000円 | 5,000円 | 10,000円 | 10,000円 | 10,000円 | |

2. 輸出企業の利益優先と「下請け泣かせ」も強めます

消費税は、輸出独占企業の利益優先と下請け企業泣かせも強めます。独占企業の**完成品の形成**には、系列下位の下請け、孫請けの企業との取引を通じて行われます。しかし、仕事の受注ではその力関係から、従属的となる下請け経営ほど取引価格が引き下げられることが常態化しています。多くの中小・零細経営が、本来の適正な利益を削って売り上げ分の消費税を捻出して納税しているのが現状です。

独占企業の多くは輸出で大きな利益を上げていますが、消費税は国内取引および輸入にかける税金であり、輸出での外国の消費者を対象にしません。

そのため、国内の仕入れ等で下請けなどに支払ったと試算される消費税相当額が、独占企業に**税務署から還付**されているのです。つまり輸出大企業は仕入れ先や下請け事業者に消費税部分を部分的にも負担をさせながら、自らは国から消費税分の還付を丸ごと受けています。

その額は輸出企業上位10社に限っても2022年度だけで1兆5485億円に上ります。このためにその独占企業の会社が所在している税務署が、何と！赤字税務署となるのです。

そうすると、多国籍企業である独占企業にとって、消費税は支払うものではなく「もらうもの」といっても過言ではありません。ですから、消費税をいくら増税されようが痛くもかゆくもないどころか、むしろ利益が上がるのです。

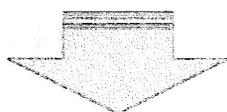
その一方で**社会保険での医療や介護**は、消費者となる患者や利用者から消費税は取れないため、当然、それまでの医薬品材料や機器にかかった消費税分を国から還付すべきなのに、それをしていません。つまり、医療や介護経営にとっては持ち出しの「損税」となってしまうのです。

消費税輸出還付金…上位10社で1兆5,485億円（標準税率10% 2022年度分）

輸出大企業に対する還付金額の推算（標準税率10% 2022年度分）

| 企業名 | 売上高 | 輸出割合 (%・推定) | 還付金額 |
|--------|------------|----------------|-----------|
| トヨタ自動車 | 14兆0,769億円 | 75.4 | 5,276億円 |
| 日産自動車 | 3兆2,406億円 | 83.7 | 1,897億円 |
| 本田技研工業 | 3兆5,864億円 | 87.3 | 1,879億円 |
| マツダ | 3兆0,003億円 | 85.7 | 1,396億円 |
| デンソー | 3兆2,210億円 | 62.2 | 1,205億円 |
| 三菱自動車 | 2兆0,455億円 | 77.5 | 912億円 |
| 村田製作所 | 1兆0,694億円 | 91.0 | 786億円 |
| SUBARU | 2兆1,741億円 | 84.6 | 731億円 |
| キャノン | 1兆7,398億円 | 78.5 | 723億円 |
| 豊田通商 | 1兆8,587億円 | 72.2 | 680億円 |
| クボタ | 1兆1,599億円 | 77.5 | 568億円 |
| | | 合計 | 1兆5,485億円 |

※各社の最新の決算書などにより推計計算。還付金額は国税消費税と地方消費税を合わせたもの



消費税の税収が赤字になっている税務署（標準税率10% 2021年4月～2022年3月）

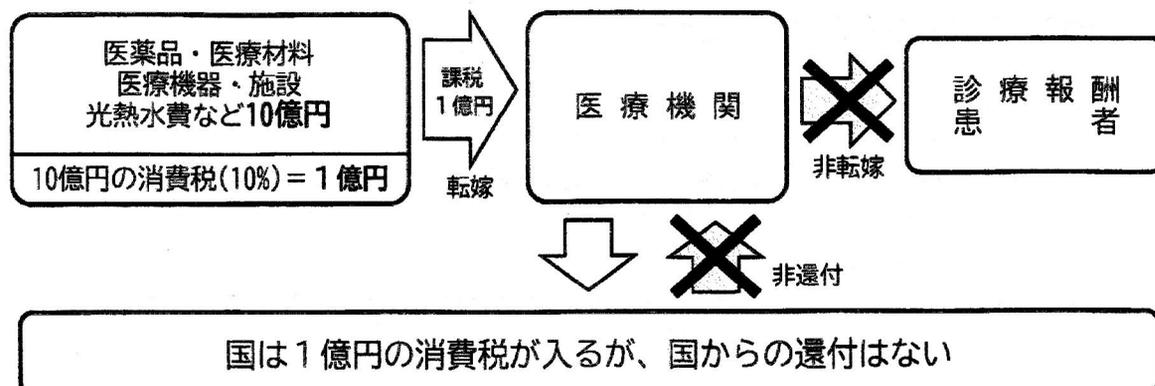
| 税務署名（所在県） | 赤字額 | 推定される赤字の理由 |
|--------------|-----------|-----------------------------------|
| 豊田税務署（愛知） | △ 4,943億円 | トヨタの本社があるため |
| 海田税務署（広島） | △ 1,097億円 | マツダの本社があるため |
| 右京税務署（京都） | △ 730億円 | 村田製作所の本社があるため |
| 神奈川税務署（神奈川） | △ 614億円 | 日産の本社があるため |
| 名古屋中村税務署（愛知） | △ 425億円 | 豊田通商の本社などがあるため |
| 厚木税務署（神奈川） | △ 288億円 | ソニーセミコンダクタソリューションズ、アンリツの本社などがあるため |
| 刈谷税務署（愛知） | △ 279億円 | デンソーの本社などがあるため |
| 今治税務署（愛媛） | △ 234億円 | 今治造船の本社などがあるため |
| 浪速税務署（大阪） | △ 229億円 | クボタの本社などがあるため |
| 阿南税務署（徳島） | △ 189億円 | 日亜化学工業があるため |

※各国税局の発表値により筆者作成。各税務署の赤字額は消費税の国税と地方消費税を合わせたもの

（長同新聞23年12月12日より作成）

単純に国に病院から1億円の消費税収が入ったとすると、病院の損税は1億円に

公的医療保険の患者では医療機関の損税に！



なお、消費税が非課税となるのは輸出企業だけではありません

輸出品以外にも、「消費税の性格や社会政策的な配慮などから非課税」（国税庁『消費税の仕組み』）として、非課税にしているものがあります。「土地の譲渡、貸付け（一時的なものを除く）」「有価証券、支払手段の譲渡など」「利子など」「外国為替」「住宅の貸付け（一時的なものを除く）」などです。宣伝されている「新 NISA の成長投資」もそうです。国内の事業者が外国に所在する資産の譲渡又は貸付けを行う場合には、国外取引であるため、消費税の課税対象外となります。

つまりこれらの非課税は、生活苦に苦しむ国民全体ではなく、主に投資を煽り大企業と富裕層のための非課税といえます。

また、日本国内でも、日米地位協定により、アメリカ軍の軍人や軍属とその家族が使う基地内・施設内の劇場・レストラン・ショッピング店、映画館、ボーリング場、ゴルフ場などはすべて消費税がかかりません。国内からの軍事調達品にも消費税は課税とされていません。

これらのことから、国のいう「消費税の性格と社会政策的な配慮」の本意もよく分かります。

3. 労働・雇用を劣化させ下請けやフリーランスを扱えます

肝心の労働と雇用についてはどうでしょうか？ 雇用でも消費税の税率引き上げの悪影響が強まっています。それは、消費税で非正規雇用と外注化が強まるのです。

企業が国に収める消費税額を少なくするには、**課税仕入れ額**が大きい方がいいのです。

その会社で雇用している常用労働者に支払う賃金＝人件費は「課税仕入れ額」に入りませ

ん。そこで会社内の常用労働者の人減らしをして、派遣会社や子会社、フリーランスに置きかえれば、「外注費」となり「課税仕入れ額」に入ります。そのことで納める消費税額が減額＝節税利益となるのです。

消費税は雇用の不安を税制度として進めます

国に納める企業の消費税額は

$$(\text{課税売上額} - \text{課税仕入れ額}) \times \text{消費税率} = \text{納める消費税額}$$

国に納める企業の消費税額を減らすには

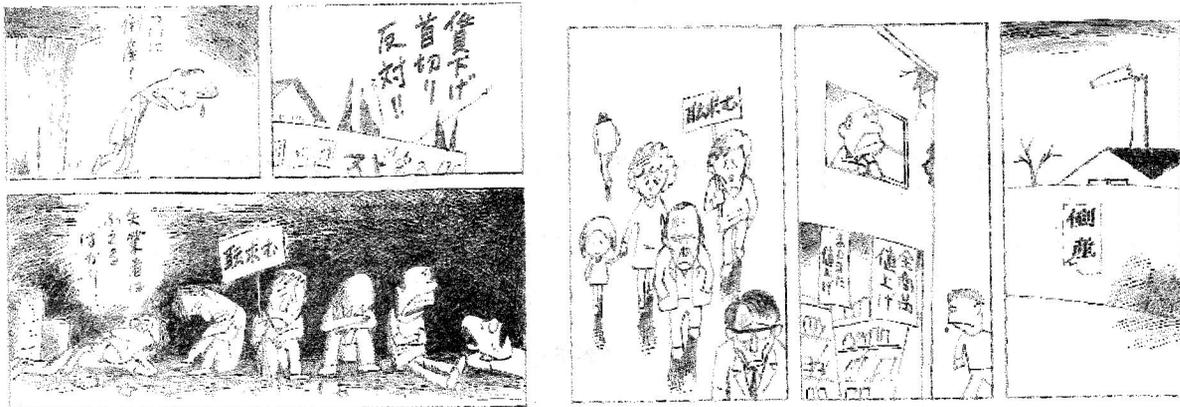
$$(\text{課税売上額} - \langle \text{課税仕入れ額} + \text{雇用の外注化} \rangle) \times \text{消費税率} = \text{減額した納める消費税額}$$

消費税が導入され、5%、8%、10%もの税率となるのに伴い、どの企業も正規雇用から非正規化・外注化が拡げられました。これは偶然ではなく、消費税の影響もあるのです。

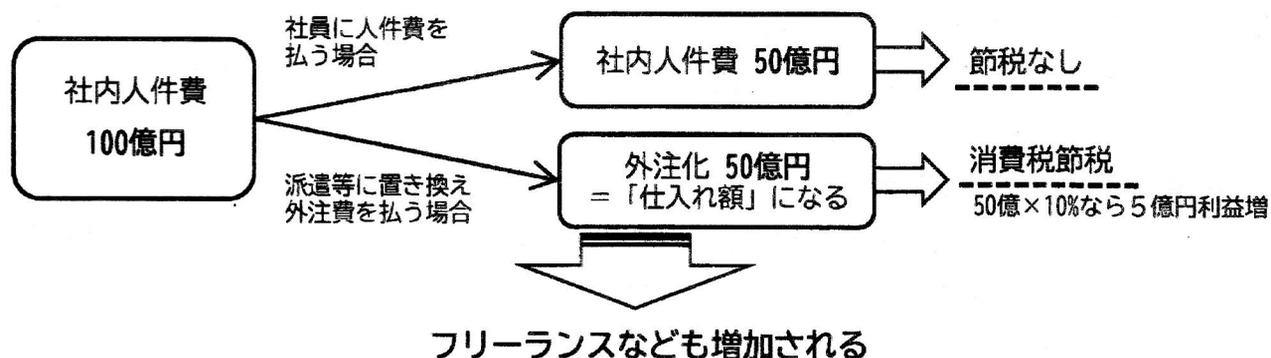
さらに情報通信機器などを活用した「在宅ワーク」「副業兼業」「リスクリング」が始められ、「フリーランス」「ギグワーカー」も激増しています。これは、「個人請負・個人契約」への方向です。その狙いは「労働者を労働者として扱わない」で、労働者の権利も認めない「個人契約者」としたいのです。そのことで、社会保険も労働保険も個人負担にされ、労働災害や職業病も個人の私傷病にしたいのです。それを消費税は税制度から「仕入れ額」「外注費」として促進しているのです。

消費税率に連動して独占企業のうまみも大きくなりますから、さらに派遣労働者、個人請負、委託、子会社化が勢いづき、社会全体の雇用不安が「自己責任」として強まります。しかも、インボイスなどで個人経営・零細経営の存在も脅かされ、休廃業・倒産の傾向もつくられています。つまり消費税とは、働く者にとって雇用不安・失業の促進税なのです。

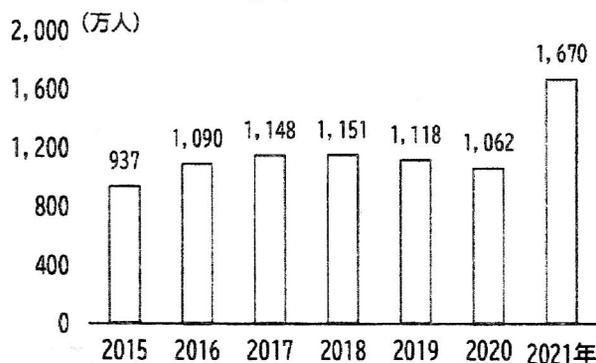
消費税は雇用不安と失業・倒産を促進することに！（『ああ大悪税—マンガ—一般消費税物語』）



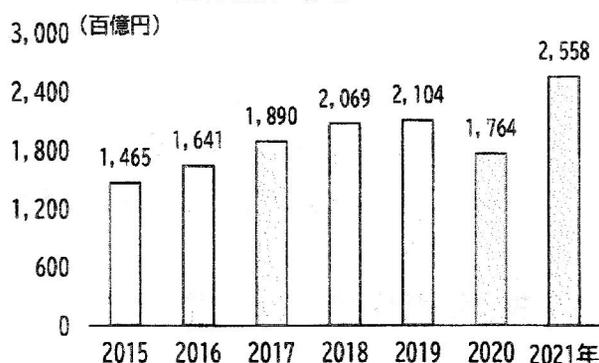
大企業の雇用の外注化でさらに節税利益が！



フリーランス人口の推移



フリーランス経済規模の推移



出所：ランサーズ「新・フリーランス実態調査2021-2022年版」

4. 以前から独占企業は消費税率の引き上げを要求しています

消費税は、消費者が支払うもので事業者は支払いません。その性格からも独占企業は大きな利益を得ています。

消費税は事業者ではなく消費者が負担するもの

消費税の負担者 消費税は、事業者に負担を求めるものではありません。税金分は 事業者が販売する商品やサービスの価格に含まれて、次々と転嫁され、最終的に商品を消費し又はサービスの提供を受ける消費者が負担することとなります。（『消費税のあらまし』国税庁2023年6月）

独占企業は消費税でも今までにないまみを実感し、独占的な利益を上げていますが、さらに税制「改正」を求め、その利益を増やそうと国に要求しています。

2023年9月発表の経団連の『税制改正に関する提言』では、「GXに積極的な企業への（税制）支援」「国内投資拡大を後押しする税制」「組織再編による企業価値向上に向けた税制」として財源確保を求めています。その一方では、大衆増税の引き上げを求め、「私的年金に関する税制」「社会保険料負担などについて検討すべき」としています。防衛増税では、「防衛力強化に係る財源は、本来、すべての個人、法人によって広く負担すべき」としてい

ます。そして「消費税の引き上げは有力な選択肢の一つ」としています。

経団連は2023年の提言では消費税率引き上げの数字そのものを掲げていませんが、関西経済連合会は、早期に消費税率**15%程度**、将来的には**18%程度**としています。

消費税率18%の関西経済連合会

「PB（プライマリーバランス基礎的財政収支）黒字化の早期達成には、消費税率15%程度への引き上げが必要だが、債務残高対GDP比の安定的な逡減を達成するためには、将来的に消費税率18%程度への引き上げが必要となる。」

（『中長期的な税財政のあり方に関する提言』2023年10月17日）

もともと消費税率引き上げ増税は、独占企業体の以前からの要求です。経団連は、すでに2012年に消費税率を最終的に**19%**にとすべきとの具体的な要求を掲げています。経済同友会も、2015年に社会保障の削減と負担増とともに消費税率の**17%**を主張しています。

12年前から消費税率19%を求める経団連

「消費税は、資本形成を阻害せず、企業の国際競争力やわが国の経済成長に関して中立的な税であり、税収の安定性や世代間負担の公平性という面においても、所得税や法人税より優れている。・・・略・・・消費税率を2014年4月に8%、2015年10月に10%へ引き上げ、その後、2017~2025年度の間、税率を毎年1%ずつ引き上げ、最終的に19%とする。」

（『成長戦略の実行と財政再建の断行を求める』2012年5月15日 経済団体連合会）

9年前から消費税率17%を求める経済同友会

「確実な給付拡大が見込まれる、社会保障制度を安定させる観点と、前章の試算A（社会保障毎年5000億円削減。2024年までに毎年1%ずつ17%まで引き上げ）における結果より、引き続き税率 **17%**は最低限必要との立場を維持。」

（提言『財政再建は待たなし』2015年1月21日）

岸田政権の「経済対策」の「定額減税」を「ばらまき」として批判する多くの専門家やマスコミも、独占企業への「補助金のばらまき税控除」は、なかなか批判できていません。

私たちが手をこまねけば、「ばらまきからの財政赤字の是正」を理由に、いくつもの社会保障負担増や不公平税制の典型である消費税率を上げることになっていきます。

Ⅲ. 消費税は自治体の自主性を壊しています

「地方消費税の収入で自治体も補償されているし、自治体の社会保障財源として必要」とする間違った認識には根強さがあります。確かに消費税率の引き上げからいっても地方消費税収入も増え、増額となっています。しかし、そこには制度的な誤魔化しがあるのです。そこで、一般的には理解されていない**地方交付税の仕組み**をまず知らなければなりません。

消費税率と地方消費税率

| | 合計 | 消費税率 (国税) | 地方消費税率 (都道府県税) |
|---------------|-------|--------------|-------------------|
| 1989～1996年度 | 3.0% | 3.0% | — |
| 1997～2013年度 | 5.0% | 4.0% | 1.0% |
| 2014年度 | 8.0% | 6.3% | 1.7% |
| 2015年度 (4-9月) | 8.0% | 6.3% | 1.7% |
| (10-3月) | 10.0% | 7.8% | 2.2% |
| 2016年度～ | 10.0% | 7.8% | 2.2% |

総務省資料より作成

1. 地方消費税収入で地方交付税収入の同じ額が減額されます

1) 地方交付税とは、その基準財政需要額と基準財政収入額とは？

「地方交付税」とは、あまり馴染みのない言葉ですが、その制度は自治体と住民にとってかなり重要です。そのため、まずは地方交付税の「本来の目的」と「消費税における現状」を知るべきです。

地方交付税とは、地方交付税法によると、本来、自治体の財源の均衡化をはかり、各自治体の自立性と独立性を強化するためのものです。

地方交付税法

(この法律の目的) 第一条 この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。

この目的のために、自治体の「財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるように財源を保障するためのもので、地方の固有財源である」(地方財務協会『令和5年版 地方交付税のあらまし』)とされています。ですから財政民主主義からも

機能すべき制度です。

この地方交付税制度には**基準財政需要額**と**基準財政収入額**という地方交付税を自治体に配分するための「合理的に測定した基準」があります。

(用語の意義) 第2条

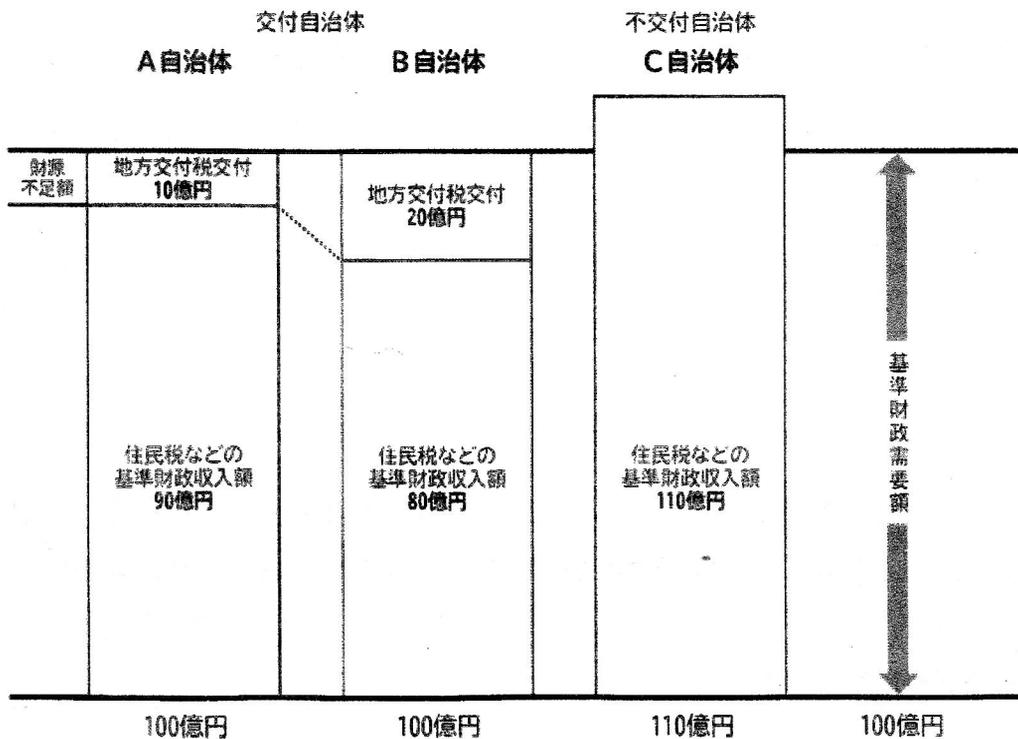
3 **基準財政需要額** 各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該地方団体について第十一条の規定により算定した額をいう。

4 **基準財政収入額** 各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について第十四条の規定により算定した額をいう。

基本は、その自治体の**基準財政需要額** ^{マイナス} **基準財政収入額** ^{イコール} **地方交付税額**

この基準財政収入額が基準財政需要額を超える自治体が、地方交付税の不交付団体です。地方交付税の不交付団体は、2023年度(令和5年度)で、76自治体です。都道府県では財源豊かな東京都だけが不交付団体です。そして交付団体は市町村自治体数では1718であり、都道府県を合わせると全1766自治体ですから、ほとんどの自治体(96%)が地方交付税交付団体です。

① 地方交付税は自治体の均衡性と自主性のために不足額が交付される(イメージ図)



基準財政需要額 > 基準財政収入額 = 地方交付税の交付自治体

※全国で96%の自治体が交付自治体

基準財政需要額 ≤ 基準財政収入額 = 地方交付税の不交付自治体

※全国で4%の自治体のみ。都道府県では東京だけ

この制度によって、大都市でも過疎地域でも、全国どこでも学校・公民館・図書館・水道、社会福祉・職員数の全国水準で財政的にも施設と人手が補償され、配置されていくのです。しかしこの民主的な財政制度が大きくゆがめられています。

2) 地方消費税と地方交付税交付の相殺の役割

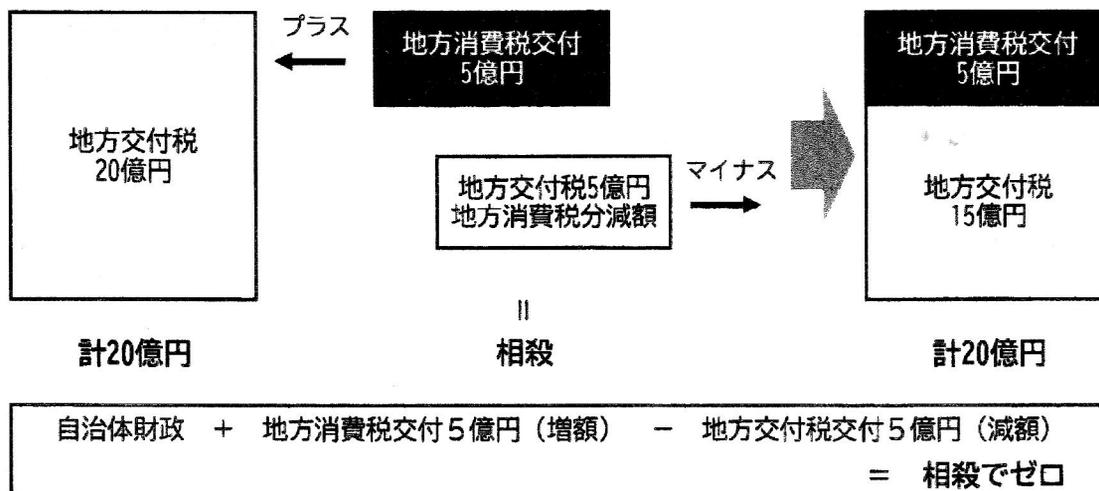
地方交付税と地方消費税の、その財政上の扱いも国策に都合よくされています。

基本は、 $\boxed{\text{基準財政需要額}} - \boxed{\text{基準財政収入額}} = \boxed{\text{地方交付税額}}$ ですから、基本財政収入額が増えると、当然地方交付税額は減額となります。この基本財政収入額に地方消費税額を入れると、その増額部分は、地方交付税交付自治体では、**地方交付税の減額部分**となるのです。

$$\boxed{\text{基準財政需要額}} - \boxed{\text{基準財政収入額 (+ 地方消費税)}} = \boxed{\text{地方交付税額 (- 地方消費税)}}$$

したがって、地方交付税交付自治体の財源としては相殺されるだけとなるのです。

② 消費税増税でも自治体は地方交付税と相殺されるだけに



この地方消費税交付で、地方交付税の交付自治体と不交付自治体との**自治体間の財政格差**は広がります。

3) 国の勝手なやり方で人件費削減など行革促進財源にもされています

本来なら機能すべき地方交付税の制度を国は勝手に大きく歪めてきています。国策を、自治体を動員するための制度に変質させてきました。

例えば、自治体行政当局がマニュアルとして使う『地方交付税のあらまし』には、「地方交付税制度には地方行革を促す仕組みが内在」と明記されています。

地方交付税制度には地方行革を促す仕組みが内在

基準財政需要額：標準的な人件費・行政経費を算入

- 各地方団体の実人員、実経費を算入しているものではない
- 行革努力をした分だけ他の行政施策に活用し得る財源が確保される

基準財政収入額：標準的な税率、徴収率で地方税収入を算入

- 標準的な徴収率を上回った部分、超過課税、法定外税等は手元に残る
- 標準的な徴収率を達成できない団体はその分一般財源が減となる

(令和5年版 『地方交付税のあらまし』 地方税財務協会から引用)

この「実人員、実経費を算入しているものではない」「行革努力をした分だけ他の行政施策に活用し得る財源が確保される」という地方交付税とは、なにか？ それは国の地方交付税制度を使った自治体の下部機関化です。

各自治体の $\text{普通交付税額} = \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}$ における「基準」「標準」を国策方針の都合に合わせて決め、地方行革を進めているのです。

国は以前から「**ラスパイレス指数**」を国家公務員の賃金水準より高い自治体職員の賃金引き下げのために使ってきました。地方交付税の収入でも、ラスパイレス指標以下の賃下げにしなければ地方交付税収入が減るとしてきました。

2016年からはじまった「**トップランナー方式**」も同じで、現業部門から始められ、民間委託や指定管理者制度・地方独立法人化が行われました。経費水準をアウトソーシングのモデルにして基準財政需要額を引き下げてきました。つまり自治体は民営化を推進しなければ地方交付税収入を減らされるのです。

2023年度には**マイナンバーの保有率**の高さで、地方交付税の配分を厚くするとして、自治体間の競争を煽るやり方もしました。

また、**税や社会保険料の徴収**では、自治体間を競争させて「標準的な徴収率」を高め、その徴収率を達成できなければ、地方交付税収入が減らされます。自治体は差し押さえや滞納者へのペナルティを強め、徴収率を高めようとします。

その一方では、標準をオーバーする**超過課税や法定外税**で、住民により負担増をさせた自治体には、地方交付税は減らされず、オーバーした財源は「手元財源」として豊かになるとしているのです。

超過課税とは、地方税法で、標準税率が定められている税目で、それを超える税率で住民負担を課税するものです。

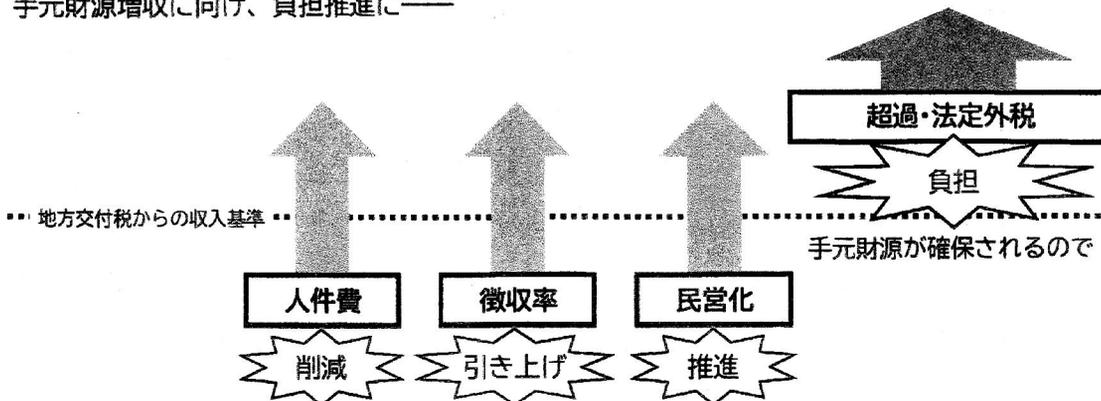
法定外税とは、地方税法の税目以外に自治体が税目をおこして住民から課税できるとする普通税や目的税です。

※これらも自治体が自治体住民への追加の負担税となります。

こうして地方交付税は、自治体の職員削減や非正規化による人件費削減、事業の民営化を進めるためにも使われてもいます。また、国は自治体住民の負担を強めれば、強めるほど自治体の「自由な活用財源が増える」と自治体を誘導しているのです。

国策には自治体を誘導する地方交付税の変質がある

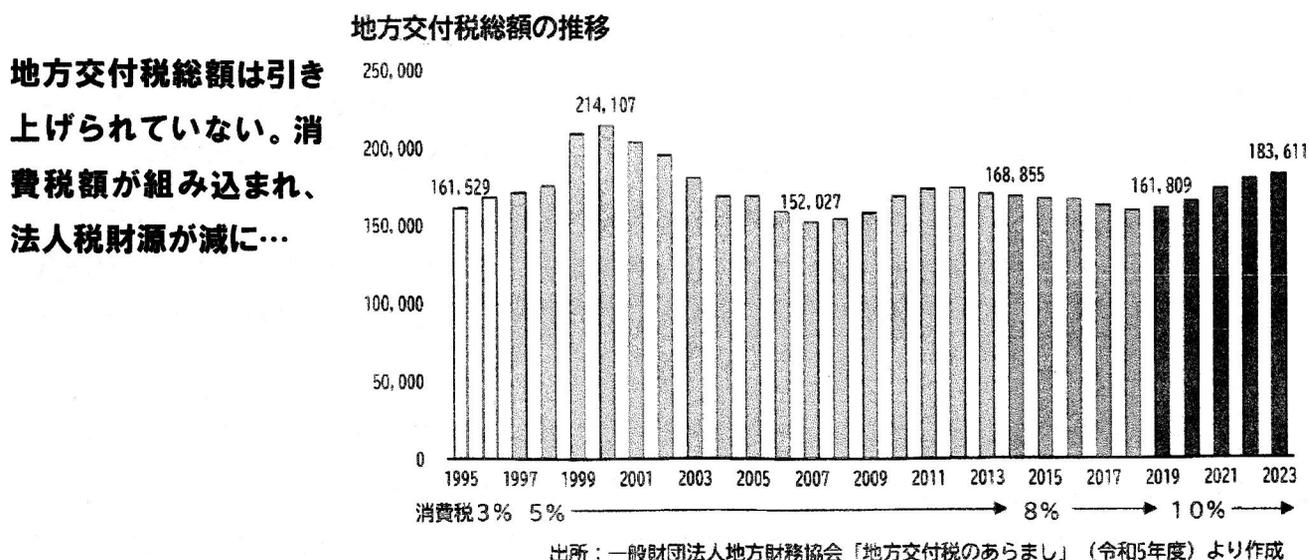
手元財源増収に向け、負担推進に――



収入基準が達成できない分は一般財源が減るので、財源が減収とされないために、行革を推進する

このような財政誘導を自治体に行いますから、地方交付税は「地方固有の財源」であるにもかかわらず国策の道具ともいえる機能も持ってきたのです。

しかも地方交付税財源には消費税も組み込みながらも**地方交付税総額**はそれほど増えてもいません。「平成の大合併」の効果もあり「財政赤字」もその理由です。注意すべきは消費税財源を地方交付税収入総額に組み込むことで、これまで法人税からの地方交付税の財源割合を低め、その法人税の財源額を削減しているのです。ここでも累進課税（法人税）から逆進課税（消費税）への傾向です。



IV. 税は自治体の社会保障を壊しています

1. 税制度からも消費税は社会保障財源ではない

国は「消費税増税分は全額社会保障に使う」と説明していますが、それはウソです。税制度では、森林環境税や都市計画税など特定の財源に使うための**目的税**とすれば一般の財源と分離されますが、消費税は違います。法人税など他の税源と一緒に**普通税**です。したがって個別の財源として確保されているわけではありません。

消費税法では「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する」と抽象的表現を使って、ごまかして導入する口実としているものの普通税であり、具体性はありません。また社会保障の幅は広く深いもので「年金、医療、介護、少子化対策」だけではないはずで、行政が好きな「など」もこの後にありませんから、この4つに**限定される**ことにもなります。

消費税法（趣旨等）

第一条 2 消費税の収入については、地方交付税法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

ヨーロッパの消費税でも「社会保障のための財源」としている国はどこにも（不公平な税制をただす会）ないそうです。

2. 消費税を社会保障財源としてもいけない

実際に消費税を社会保障財源としてもいけません。社会保障・学校教育は国と自治体の基本的事業であり、根本的な義務的経費です。したがって**社会保障給付額**は、消費税収入よりも、はるかに大きいものです。現行の2023年度予算の国の消費税収は23.4兆円ですが、日本の社会保障給付費は134.3兆円です。今後、税率が引き上げられた場合の消費税収も、社会保障の財源の一部にしかありません。それでも日本の社会保障は諸外国より遅れているのです。

また、社会保障を支えているのは消費税ではありません。直接支えているのは、国民の医療や介護、年金の**保険料負担**です。厚生労働省の資料では社会保障財源の59.3%は保険料負担で、公費負担のうち国は36.7兆円で28.1%です。その公費負担の中身も税収

(消費税など)と国債費であり、追加の国民負担でもあります。

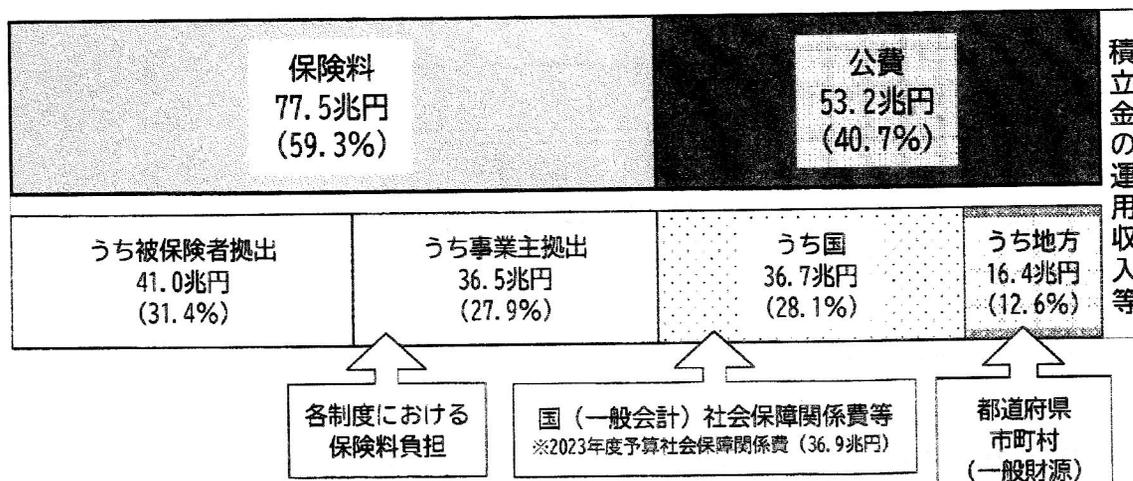
また「社会保障財源が消費税」とすると**口実として次々にその増率が狙われます**。「公平な税制度だから」「少子高齢化だから社会保障の持続性が必要」が口実とされ、消費税率引き上げと社会保障負担増が繰り返されることになります。日本経団連の主張する消費税19%や、それ以上の税率が当然とされかねません。

しかも普通税ですから、消費税が社会保障財源として入れば、その分これまでの財源を差し引いて他の事業の財源に回すこともできます。特に**軍事費や独占企業優遇財源**にされています。

そもそも消費税が導入され、その税率が引き上げられるたびに、社会保障の負担が軽減されるどころか、社会保障が後退し、負担増の傾向になっています。勤労国民は**生活者としてそのことを体験**させられています。

社会保障を直接支えているは保険料負担です

社会保障の負担の現状 (2023年度予算ベース)



引用：厚生労働省HP資料より作成

3. 社会保障と教育は自治体行政の基本です

社会保障・教育を担うのは自治体であり、地方消費税ですまされるものではありません。そもそも自治体の基本の役割こそ「**住民福祉の増進をはかる**」ことです。それは地方自治法にも明記されています。

地方自治法

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

社会保障における自治体の比重は極めて重いものであり、自治体が社会の学校教育や民生費・衛生費を65%～84%も担っているのです。その一方で国が担うものは、年金と防衛費であり、社会保障の年金は削る一方であり、防衛費は激増です。

国における『社会保障・教育関連費』を自治体が担う歳出割合の大きさ

国・地方を通じる純計歳出規模（目的別）（令和3年度決算）

| | 自治体の割合 | 国の割合 |
|-------------------------|------------------------------|------|
| ※ 衛生費（7.6%） | 保健所・ごみ処理等 68% | 32% |
| 学校教育費（7.2%） | 小・中学校、幼稚園等 84% | 16% |
| 社会教育費等（3.0%） | 公民館、図書館、博物館等 67% | 33% |
| 民生費（22.0%） （年金関係を除く） | 児童福祉、 介護などの老人福祉、生活保護等 65% | 35% |
| 一般行政費等（7.5%） | 戸籍、住民基本台帳等 79% | 21% |
| 年金関係（5.5%） | 100% | |
| 防衛費（2.7%） | 100% | |

※()内の%は国・自治体の公費全体に占める割合

地方財政の状況（2023年3月）より作成

4. どの自治体も消費者であり消費税支出増に

1) 社会保障を担う自治体は、地域で最大の消費者です。

消費税は、事業者（企業）が払う税金ではなく、消費者が最終的に支払う税金です。そのため社会保障や教育を担う**自治体も消費者**であり、地域最大の消費者です。

自治体は、医療・保育など子育て・小中高の学校・保険衛生費・施設管理営繕費・委託料などすべてに消費税の負担増が強いられます。特に、学校と社会保障で支出額が大きくなるのは全国の自治体に共通しています。

以下は、甲府市（人口18万4000人）の令和4年度の消費税支出額です。主な事業だけで約14億円の支出です。医療・介護では、たとえ自治体の公営企業会計であっても公的保険からの診療報酬と介護報酬は、患者と利用者に消費税を転嫁することができません。国からの還付もありません。したがって消費税支出額は非常に大きい金額＝「**損税**」になります。

市立甲府病院（399床）の場合は3億5000万円もの消費税負担です。

国は今回、「医療機関への財政措置をした」と言いますが、そのことで巨額な「損税」の穴埋めなどはしていません。

甲府市の場合も主な事業だけで14億円近い消費税負担額

令和4年度決算 消費税額

単位：千円

| 事業名等 | 消費税額(10%) | |
|----------------|-----------|---------|
| 小学校費 | 211,933 | |
| 中学校費 | 108,493 | |
| 学校 | 高等学校費 | 12,265 |
| | 専門学校費 | 3,010 |
| | 小計(A) | 335,701 |
| 公立保育所費 | 8,426 | |
| 国民健康保険事業費 | 26,903 | |
| 社会福祉 | 介護保険事業費 | 60,761 |
| | 保健衛生費 | 212,849 |
| | 病院事業費 | 350,246 |
| 小計(B) | 659,185 | |
| 主なその他 | 施設維持管理費 | 157,534 |
| | 建設改良費 | 214,543 |
| | 小計(C) | 372,077 |
| 主な事業の合計(A+B+C) | 1,366,963 | |

甲府市役所資料より

2) 消費税増税で自治体の社会保障・教育が実質的に後退します

自治体にとって大きな消費税負担額ですから、地方消費税が実質の収入となる地方交付税の不交付自治体であっても、財政が圧迫されていきます。

また、以前から1000万円の事業予算額だとしても、同じ予算額では消費税のために10%削減したことになってしまいます。予算額で同じ内容を維持するには1100万円でも足りません。このことで自治体支出は消費税でさらに大きくなるのです。

この場合、自治体は、公的医療施設・幼稚園・保育所・介護福祉施設・教育施設を持たなければ持たないほど、消費税支出が少なくて済むこととなります。例えば甲府市の場合には、国保会計で、過疎地に二つの小さな直営診療所を持っていますが、ここでの消費税支出だけ

で3500万円です。つまり小さな公的医療でも消費税は圧迫しているのです。

今行われている国策の社会保障削減や公共施設の統廃合に消費税は弾みをつけています。そのことから、どの自治体も医療・社会保障・教育から**実質的な後退**が始まるのです。

医療と介護経営も困難にさせ、公立の目的と性格を歪めます

医療と介護は社会に必要な公的な役割を担っています。特に公立病院は、地域の医療の水準を確保するために、医療機器と不採算の診療も行う責任があります。これらにはかなりの大きな消費税がかかります。しかし診療報酬には消費税は入りませんので、医薬品・診療材料・医療機器・施設維持など、それまでの必要な消費税分は全て病院が「損税」=持ち出しとなり、大きな支出となります。

国は、公的医療費の削減のために公立病院の削減・統廃合を強めていますし、マスコミからも「公的病院の累積赤字問題」などとバッシングされています。しかし、ほとんどの公立病院の累積赤字の半分程度は、消費税の「累積損税」です。

しかも、その赤字は、消費税の累積だけでなく、さらには2014年からの「**改正**」**地方公営企業会計制度**によって経営実態よりも「赤字」を大きく粉飾して表記しているのです。

※2014年からの「改正」地方公営企業会計制度は、公的責任がある自治体病院や上下水道の統廃合・民営化を進めたいために、実態以上に「赤字」を不当に大きく財務諸表上で表記するものです。世界に類をみない作偽的で歪んだ会計制度です。

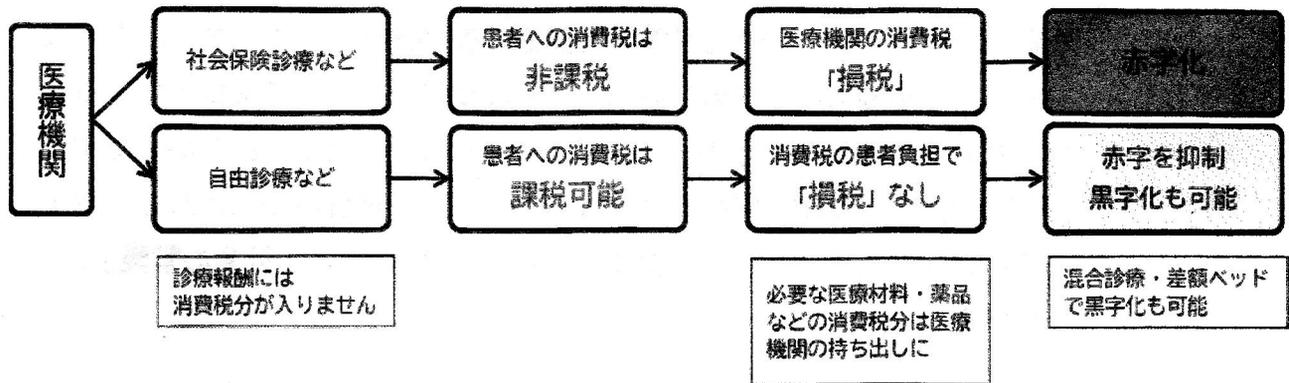
赤字病院にならないために差額ベッドなど自費診療を進める

医療機関の「赤字」に対して、各医療経営はどのように誘導されるのでしょうか？

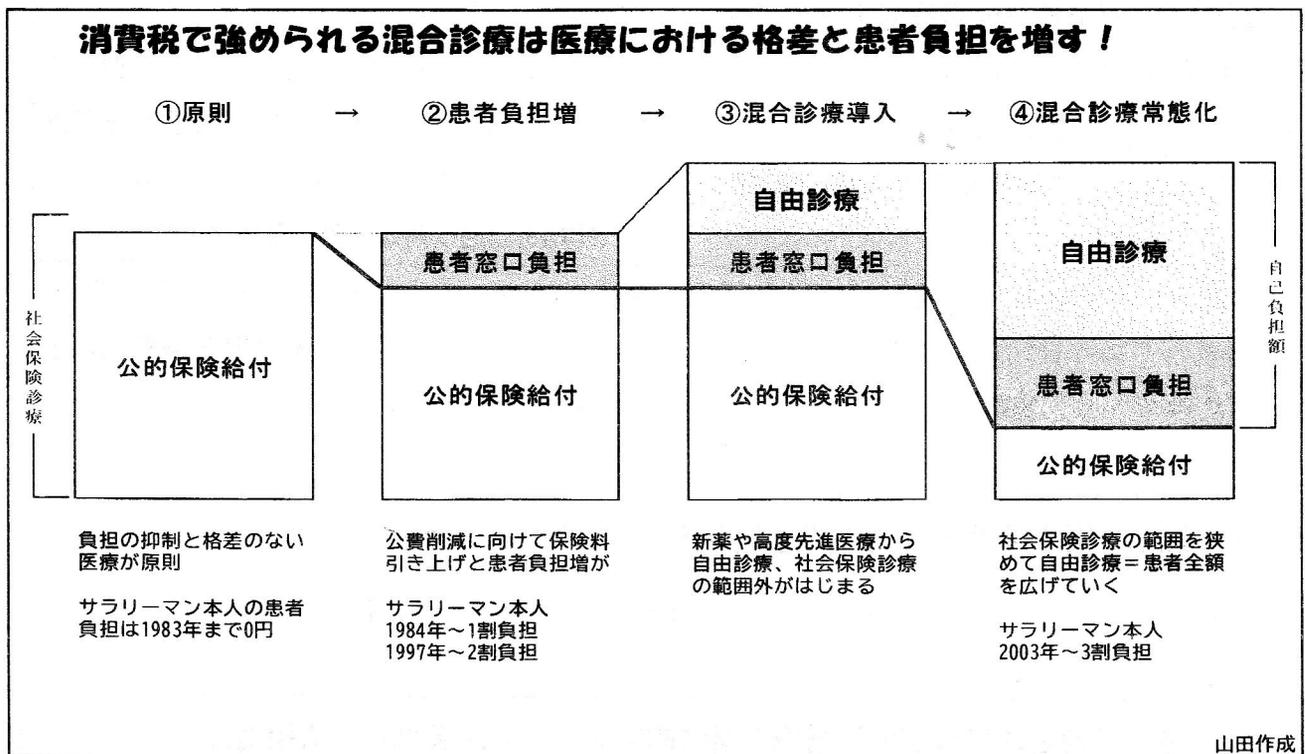
それは民間病医院や国立大学病院から始まっていますが、公立病院でも「生き残りのため」に、**差額ベッドを増やし、自由診療=自費診療を増やす**こととなります。公的保険の診療報酬では消費税は患者に転嫁できませんが、自由診療では患者に消費税分を負担させることができ、医療経営が助かるからです。

しかしこの方向は、患者負担を限りなく重くし、貧富の格差=いのちの格差につながっていくものであり、**本来の医療の目的からも、公立病院の使命からも変質**していくことになります。

消費税で病院が黒字になる為には、差額ベッド・混合診療が強いられる！



これは、1980年代中期から具体化された公的医療給付を切り締め、患者窓口負担を強め、自由診療を拡げるという「自己責任」の方向です。さらにはマイナンバーも使い、国民皆保険を内容的に壊そうとするものです。消費税は、ここでも悪質な役割をしているのです。



V. 消費税のもつ国民をだます性格や常識に抗して！

1. 消費税の悪質な内容は隠蔽され「公平」にみえます

「消費税こそ公平」「消費税は社会保障財源」などなど——これは体制側の宣伝であり、

ほぼ社会的常識とされ、リベラルと言われている方々も意外と引き込まれています。これは消費税がもつ一般的な現象と、体制側から宣伝され、固められた認識によります。

まず消費税は、悪質な税制度にもかかわらず**事実を隠蔽する性格**をもっています。なぜなら、「すべての人が、その人の必要に応じてのみ購入し、みんなが同じ割合で支払っている」——だから所得税などの直接税より「見えづらい」し「公平」と思える現象があるからです。

また日本の場合、「消費税は社会保障財源として使われている」「消費税がなければ、少子高齢化社会の社会保障が成り立たない」などの虚偽の宣伝が繰り返され、「**社会の常識**」として固められているからです。

2. 国は自治体へも「社会保障財源とする」見せかけを指示

しかも、国の官僚は悪質であり、消費税を社会保障財源と見せかけるために自治体に詳細な通知を2014年に出しています。

『引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について』（部分）

引上げ分の地方消費税収を全て社会保障施策に要する経費に充て、事務費や事務職員の人件費等には充てないようにするとともに、引上げ分の地方消費税収の上記経費への充当について、国の予算書等も参考に予算書や決算書の説明資料等において明示していただきますようお願いいたします。

（総務省自治税務局 平成26年1月24日）

この通知に社会保障4経費（子育て・医療・介護・年金）の具体的に細かい「明示の例」を別添として掲げ自治体の実施を求めたのです。しかし、これは「**引上げ分**の地方消費税収」部分額だけであり、実際に自治体が支出する社会保障4経費だけでも、その10倍程の支出になります。

財政的な根拠もないのに国は自治体を統制しています

検討してきたように、ほとんどの自治体は地方交付税で地方消費税は本来の収入にもならず相殺されているのです。

通常の自治体では消費税増税で財政的なゆとりは生まれず、負担増に

一般的自治体における一般会計収支の影響は

$$\begin{array}{ccccccc} & & \text{地方消費税} & & \text{地方交付税} & & \text{消費税増税} \\ \text{自治体財政} & + & \boxed{\text{交付収入増}} & - & \boxed{\text{減額交付}} & - & \boxed{\text{支出増}} & = & \boxed{\text{マイナス}} \end{array}$$

しかも財源的な裏付けがないにも関わらず、国が自治体に「技術的助言」として条件と制限をつけ、国が**自治体を統制**する傾向ともなっています。

全ての自治体に指示される「社会保障施策」の見せかけ

引上げ分の地方消費税収（社会保障財源化分の市町村交付金を除く。）又は市町村交付金 別添
 （社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

（歳入）

【都道府県の場合】・引上げ分の地方消費税収
 （社会保障財源化分の市町村交付金を除く。） ○. ○億円

【市町村の場合】・市町村交付金（社会保障財源化分） ○. ○億円

（歳出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 ○. ○億円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

| 事業名（例） | | 経費 | 財源内訳 | | | | |
|--------|------------|--------|---------|-------|-----|---------------------------------|-----|
| | | | 特定財源 | | | 一般財源 | |
| | | | 国(県)支出金 | 県(市)債 | その他 | 引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の市町村交付金) | その他 |
| 社会福祉 | 障害者福祉事業 | ○○,○○○ | | | | | |
| | 高齢者福祉事業 | | | | | | |
| | 児童福祉事業 | | | | | | |
| | 母子福祉事業 | | | | | | |
| | 生活保護扶助事業 | | | | | | |
| | 小計 | | | | | | |
| 社会保険 | 介護保険事業 | | | | | | |
| | 国民健康保険事業 | | | | | | |
| | 小計 | | | | | | |
| 保健衛生 | 高齢者医療事業 | | | | | | |
| | 病院事業 | | | | | | |
| | 疾病予防対策事業 | | | | | | |
| | 医療提供体制確保事業 | | | | | | |
| | 小計 | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | |

※表記載の事業名は、一例です。実際に、予算書や決算書の説明資料等に記載する際には、各自治体が行っている事業に応じて適宜、分類してください。事業として該当するものは、地方単独事業及び国庫補助負担金事業における社会保障施策に要する経費（雇用労災対策に要する経費は除く。）となります。なお、地方単独事業については、「社会保障関係の費用に関する調査（平成22年度）」について（平成23年8月17日総財調第23号）を参考にしてください。
 ※事務費や事務職員の人件費（サービス提供に直接従事しない職員分）等は除外してください。ただし、地方公務員等共済組合法に基づく負担金のうち、基礎年金拠出金及び育児休業手当金は計上してください。

（『引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について』の別添の書式）

※各自治体では、国の指導の別添にしたがって毎年度、次のような資料をつくりしています。
 これは甲府市の事例ですが、各自治体にもありますので点検してください。



令和4年度地方消費税交付金のうち社会保障財源化分充当一覧表

(歳入)

地方消費税交付金 (社会保障財源化分)

2,714,459 千円

(歳出)

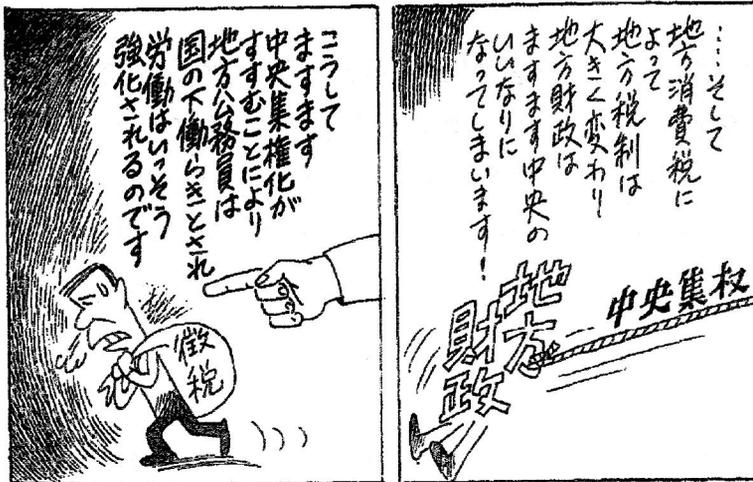
地方消費税交付金 (社会保障財源化分) 充当に係る社会保障

28,752,108 千円

(単位 千円)

| 事業名 | 経費 | 財源内訳 | | | | | |
|------|------------------|---------------|------------|---------|-----------------------|-----------|-----------|
| | | 特定財源 | | | 一般財源 | | |
| | | 国 県 支出金 | 市債 | その他 | 引上げ分の地方消費税に係る地方消費税交付金 | その他 | |
| 社会福祉 | 生活保護扶助費 | 4,872,545 | 3,589,140 | | 47,382 | 264,449 | 971,574 |
| | ひとり親等福祉費 | 734,319 | 252,035 | | 3,030 | 102,537 | 376,717 |
| | 自立支援サービス事業費 | 4,293,958 | 3,192,761 | | | 235,603 | 865,594 |
| | 教育・保育施設等運営給付費 | 6,711,162 | 4,690,348 | | 140,234 | 402,354 | 1,478,226 |
| | 幼児教育センター事業費 | 30,961 | 15,734 | 600 | 436 | 3,036 | 11,155 |
| | 地域生活支援事業費 | 186,671 | 67,654 | | | 25,464 | 93,553 |
| | 自立支援医療事業費 | 370,989 | 289,656 | | | 17,401 | 63,932 |
| | 障害児通所支援事業費 | 1,174,604 | 898,034 | | 1,124 | 58,932 | 216,514 |
| | 障害者センター事業費 | 62,523 | 280 | | 7 | 13,316 | 48,920 |
| | 重度心身障害者医療費助成事業費 | 665,987 | 324,130 | | 8,983 | 71,219 | 261,655 |
| | 後期高齢者医療事業費 | 2,289,778 | 333 | | 23,490 | 484,805 | 1,781,150 |
| | 公立保育所費 | 223,264 | 12,663 | 21,600 | 15,769 | 37,063 | 136,169 |
| | 一般管理費(専門学校費) | 490 | | | | 105 | 385 |
| | 幼児教育施設利用費等助成事業費 | 56,936 | 41,452 | | | 3,313 | 12,171 |
| | 小計 | 21,674,187 | 13,374,220 | 22,200 | 240,455 | 1,719,597 | 6,317,715 |
| 社会保険 | 国民健康保険事業特別会計繰出金 | 1,906,668 | 956,381 | | | 203,316 | 746,971 |
| | 介護保険事業特別会計繰出金 | 3,199,384 | 206,466 | | | 640,341 | 2,352,577 |
| | 後期高齢者医療事業特別会計繰出金 | 548,748 | 379,566 | | | 36,197 | 132,985 |
| | 小計 | 5,654,800 | 1,542,413 | | | 879,854 | 3,232,533 |
| 保健衛生 | 健康診査費 | 144,661 | 10,805 | | 3,564 | 27,876 | 102,416 |
| | 救急医療体制整備事業費 | 182,383 | 51,170 | | | 28,073 | 103,140 |
| | 健康づくり推進事業費 | 13,894 | 752 | | 6,673 | 1,384 | 5,085 |
| | 健康政策推進事業費 | 20,292 | | | 17,331 | 634 | 2,327 |
| | 小児慢性特定疾病対策事業費 | 31,904 | 16,813 | | 345 | 3,155 | 11,591 |
| | 保健所総務管理事業費 | 12,717 | 3,844 | | | 1,898 | 6,975 |
| | 感染症対策事業費 | 1,016,402 | 622,985 | | 150,883 | 51,891 | 190,643 |
| | 医療安全対策推進事業費 | 868 | 82 | | 333 | 97 | 356 |
| | 小計 | 1,423,121 | 706,451 | | 179,129 | 115,008 | 422,533 |
| 合計 | 28,752,108 | 15,623,084 | 22,200 | 419,584 | 2,714,459 | 9,972,781 | |

※一般管理費(専門学校費)の経費については、高等教育の無償化に係る部分のみを計上



—(1947年)—

しかし、自治体の毎年度の予算書と決算書の説明資料に掲載され、各自治体のホームページに掲載されると、真面目な自治体議員でも、関心のある市民でも「社会保障に使われている」「地方消費税も本市に貢献している」と思い込まされてしまう効果があるのです。

一握りの人の利益のための政治では【隠蔽とウソ】が常套手段に

日本の**国家官僚**は、実に「優秀」であり狡猾です。独占企業の利益を目指す国家システムの執行者であり代理人です。彼らは、勤労国民からいかに搾り取り、その統制を強め、独占企業にいかに貢献するか腐心しています。そのため、取るに足らない少数の利益のために、圧倒的多数の不利益を強いるには、【隠蔽とウソ】が常套手段となるのです。消費税のやり方はその典型の一つです。

3. マスコミはこぞって消費税増税に積極的です！

消費税増税は、普通の国民の負担を重くするだけでなく、この**社会を歪め社会を壊していく作用がある**ことを、私たちは強く認識しなければなりません。

しかし、「消費税率増税は止めるべきであり、税率を軽減するとともに、本来廃止すべき税制度とすべき」という主張は、かなり押し込まれています。これは、消費税増税に協力

するマスコミの影響も大きいからです。

税率8%から10%とされた2019年当時のマスコミはどうだったか？

読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、共同通信など、どのマスコミも消費税については初めから肯定的でした。2019年当時の、8%から10%への増率期では「社会保障のため、10%以上の消費税再々増税を政治家は実行すべき」と暴言を繰り返していました。

読売 「税率の引き上げを任期中に2度も行った安倍首相の決断を評価したい。ただ、先の参院選で、さらなる増税について『今後10年くらいは必要ない』と発言したのは残念だ。団塊世代が後期高齢者になる22年度以降、医療、介護など社会保障費の急増が見込まれている。今後、社会保障制度の改革論議が本格化する。国民に痛みを求める給付の切り下げなどが焦点となるが、それには限界があろう。10%の先の税率引き上げに関する議論を、封印するべきではない」（2019年10月1日）

毎日 「安倍晋三首相は『再増税は今後10年不要』と主張したが、負担増の議論は避けて通れない。高齢化社会を乗り切れる社会保障制度を作り、必要な負担と給付の青写真を示す。そのうえで国民に理解を求めるのが政治家の役割だ」（2019年9月30日）

朝日 「社会保障の将来に対する国民の不安は強い。だからこそ、給付と負担の選択肢を組み合わせる議論を重ね、国民の納得感を高めたい。改革を進めていく責任が政治にはある。将来へも目配りし、世代を超えて支え合う社会へ。消費税率が10%になったからと、議論を封印している余裕はない。高齢化も少子化も、立ち止まってはくれない」（2019年10月1日）

共同通信 「7%上げるのに費やした30年は、政治と国民が厳しい現実から目を背け続けた時代だったと言えるのではないか。今の財政状況は消費税が導入された89年とは比較にならないほど深刻だが、日常生活の中では切迫した危機感は感じにくいかもしれない。苦境を突破するには、政治のリーダーシップが欠かせないが、視野が自分の庭先までにしか及ばない政治家には、この任は務まらない」（2019年10月1日）

このマスコミの状況はどうしてでしょうか？ 逆進性の高い不公平税制の典型である消費税、圧倒的多数の国民の生活をさらに壊している消費税、独占企業の利益をもたらす消費税であるのに、どうしてでしょうか？

それはこの社会自体が独占企業体の支配する社会であり、一握りの超富裕層のための階級

社会だからです。そして大手マスコミ自体も大企業として、この社会に組み込まれているからです。

したがって、そのマスコミがどのように良心的であって、自民党批判を掲げることができても、経団連や経済同友会への批判、独占企業体への批判はできないのです。「反自民」の金権腐敗の政治家を批判できても、金権腐敗の政治家を買収して使う独占企業の批判はできず、「反独占」には決してなれないのです。しかも、最も重要な問題では体制的になるしかないのです。もちろん記者の人たちは労働者ですから、ここでも労働者の団結と抵抗が必要です。

この消費税増率の時点では、マスコミより独占企業体の方がおとなしいくらいでした。しかしその主張と方針はすでに以前から明確でした。経済同友会の桜田謙悟代表幹事は2019年に確実となった消費税増税10%について「10%では(財政が)持たない。17%がよい」と語り、しかも「国の予算の3分の1が社会保障に使われる現状」を問題視までして、今後の国民の負担増を求めてもいました。これは国の方向になっています。

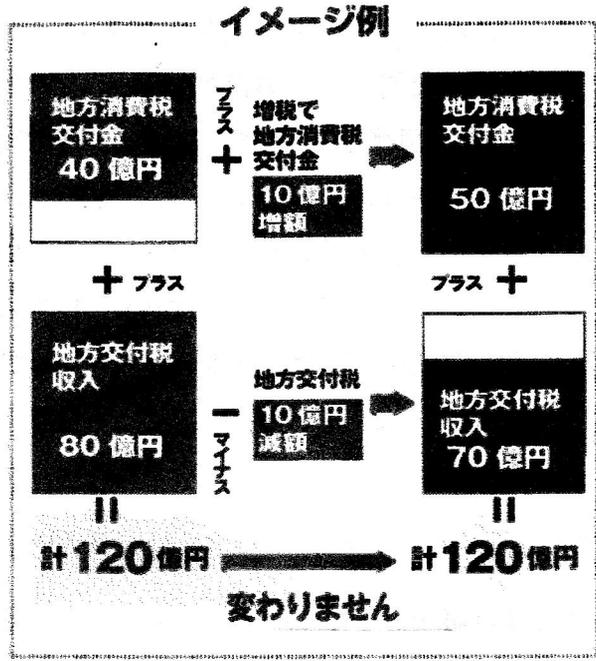
4. 私たちは、どのようにささやかでもその主張をつづけます

まず、私たちは国家官僚の仕組む消費税の巧妙な【隠蔽とウソ】の正体を明らかにすることから始めなければなりません。そして、どのようにささやかでも、身近なところからその事実を主張し続け、負担を強いられている人々に拮げる努力をしていかねばなりません。

私も、甲府市議会で繰り返し自治体の社会保障と教育にとってどうなのか、住民の暮らしにとってどうなのかを訴えつづけています。以下は、2019年の消費税増率増税期に本会議場で掲示した大型パネルです。

隣の議席のまじめでリベラルな議員さんが「エ〜！地方消費税が入っても・・・社会保障の支出増にもなるんだ！・・・」とつぶやかれたことを、いまだに自分自身の誇りとして感じています。

ほとんどの自治体では
**消費税増税で地方消費税が増額しても
 同じ額が地方交付税が減額されるだけ**



**自治体は消費者です！
 国に多額の消費税を納めています**
 特に社会保障・教育の負担増で、実質予算の減額で

甲府市の主な社会保障・教育関係の消費税負担額

| | 消費税 8% | 消費税 10% | 増税負担額 |
|--------|--------------|--------------|----------|
| 公立保育所 | 494 万円 | 617 万円 | 124 万円 |
| 学 校 | 1 億 6,671 万円 | 2 億 838 万円 | 4,166 万円 |
| 小学校 | 1 億 1,355 万円 | 1 億 4,194 万円 | 2,839 万円 |
| 中学校 | 3,914 万円 | 4,892 万円 | 978 万円 |
| 甲府商業高校 | 1,148 万円 | 1,435 万円 | 287 万円 |
| 商科専門学校 | 254 万円 | 317 万円 | 63 万円 |
| 保健 衛生 | 8,567 万円 | 1 億 709 万円 | 2,142 万円 |
| 市立甲府病院 | 2 億 6,889 万円 | 3 億 3,611 万円 | 6,722 万円 |
| 介護保険事業 | 4,428 万円 | 6,504 万円 | 2,076 万円 |

甲府市全体では
 消費税 8%で13億円の負担 → 消費税 10%で約16億円以上の負担

この消費税負担で自治体の実質予算額がさらに減額することになるので

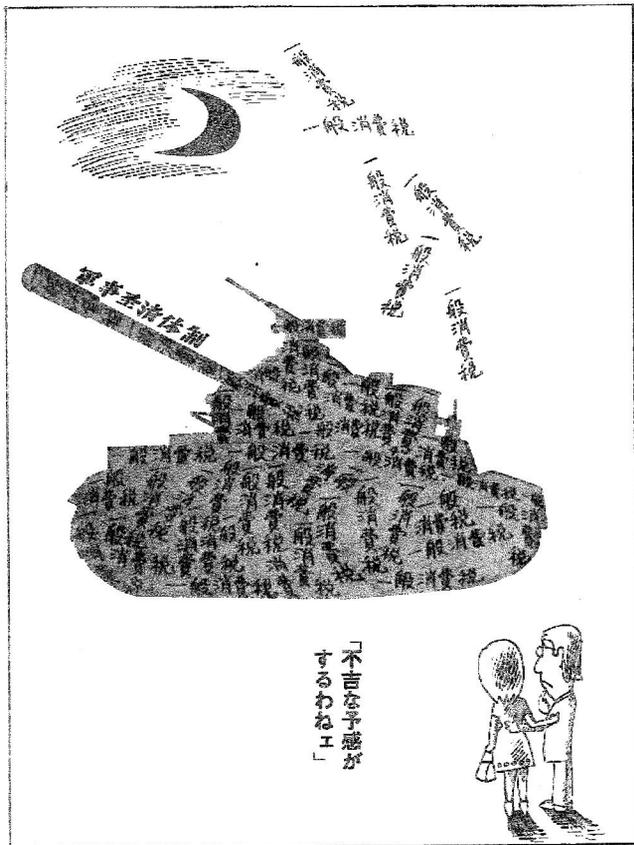
(2019年9月甲府市議会本会場で使用したパネル)

私たちは、しぶとく取り組み、消費税ゼロをめざします。ましてや消費税増率など絶対に許しません！ それは、圧倒的多数の生活の問題であり、労働と社会保障を守る大切な取り組みだからです。そして戦争をゆるさない取り組みにも連動しているからです。

45年前の1979年、社会党は一般消費税反対の国民運動の先頭に立ち、阻止することができました。

その時すでに、社会党は、「消費税は大悪税」であり、**同時に戦争経済への内容**も感じ取っていたのです。

当時の社会党の『ああ大悪税—マンガ一般消費税物語』のイラストにもその消費税と関連する戦争経済への「一般消費税への不吉な予感」が表現されています。



(1979年 同上)

消費税で増収を続けている国は、危険な国債からも軍事経済を拡大しています。三菱重工は過去最高に利益を急拡大しています。

同時に、その戦争経済は勤労国民には、生活苦と倒産をはじめ労働苦の「地獄の税金」となっています。

今、「不吉な予感」とは、不吉な実感ともなってきたのです。